

第5期甘楽町障害者計画、第7期甘楽町障害福祉計画、第3期甘楽町障害児福祉計画（概要版）

1 計画策定の概要 P1~P8

● 計画策定の趣旨

全ての人々が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて作成するものであり、本町の障害者施策を計画的に推進するための総合的な計画です。前計画期間の満了に合わせ、社会情勢、ニーズの変化等を勘案した上で新たに作成するものです。

● 計画の位置付け

第5期甘楽町障害者計画、第7期障害福祉計画、第3期障害児福祉計画は、「障害者基本法」、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」、「児童福祉法」の規定による町の計画です。

● 計画期間

計画期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間です。

2 計画の基本理念 P9

● 基本理念

障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重しあいながら、地域で共に暮らし、支え合い、安心して暮らすことができる共生社会の実現

● 基本目標

1 お互いの理解の促進、共生社会の実現

障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し、お互いの理解と認識を深め、共に支え合う共生社会の実現を目指します。

2 自己決定の尊重、意思決定の支援、総合的支援

障害のある人の自己選択と自己決定を尊重するとともに、適切に意思決定できるよう、障害のある人の状態に応じた総合的な支援と、障害のある子どもの最善の利益を考慮した健やかな育成を支援します。

3 安全で安心できる地域づくり

施設、設備、サービス、情報、制度等の充実を図るとともに地域福祉を支える人材を育成し、障害のある人が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

3 障害のある人の状況 P10~P13

● 障害者手帳を所持している人の総数は、令和4年度末現在612人（重複保持含む）で、全体数としては大きな変化はありません。

● 総人口に占める割合は約4.9%で、横ばいの状況です。

● 障害別では、身体障害と知的障害はほぼ横ばい、精神障害が増加傾向にあります。

● 障害者手帳所持者数の推移（各年度末時点）

《所持者数》	H30年度 (2018)	R元年度 (2019)	R2年度 (2020)	R3年度 (2021)	R4年度 (2022)
身体障害	465人	457人	454人	445人	434人
知的障害	97人	100人	102人	104人	103人
精神障害	61人	62人	64人	65人	75人
合計	623人	619人	620人	614人	612人
総人口比	4.7%	4.7%	4.8%	4.8%	4.9%

● 障害者手帳年代別構成表（令和4年度末時点）

	18歳未満	18~64歳	65歳以上	計
身体障害	5人 (1.1%)	101人 (23.3%)	328人 (75.6%)	434人 (100.0%)
知的障害	15人 (14.6%)	73人 (70.8%)	15人 (14.6%)	103人 (100.0%)
精神障害	0人 (0.0%)	61人 (81.3%)	14人 (18.7%)	75人 (100.0%)

4 施策の展開 P14~P26

● 理解と交流の促進

- ・啓発、広報活動の推進
- ・福祉ボランティアの育成と活動の推進
- ・福祉教育の推進
- ・マンパワーの養成、確保
- ・介助者同士の交流

● 保健・医療の充実

- ・一次予防、早期発見、早期治療の充実
- ・医療の充実

● 療育・教育体制の充実

- ・療育体制の充実
- ・学校教育の充実

● 雇用・就労の促進

- ・雇用機会の拡大
- ・就労への支援
- ・福祉的就労の場の確保

● 福祉サービスの充実

- ・生活安定のための施策の推進
- ・在宅生活支援サービスの充実
- ・ライフステージに応じたサービスの提供
- ・日中活動及び居住系サービスの充実

● 地域の生活環境の整備・改善

- ・福祉のまちづくりの推進
- ・防災対策の推進
- ・バリアフリー化の推進
- ・移動、交通対策の促進
- ・文化、スポーツ、レクリエーション活動への参加推進
- ・コミュニケーション環境、情報共有環境の整備
- ・ほじょ犬の受け入れ

5 数値目標 P27~P60

- ◆ 障害のある人の自立を支援するという観点から、入所等から地域生活への移行支援、移行後の定着支援、就労支援などを進めるため、次の目標を設定します。

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
令和4年度末の施設入所者数(A)	18人	令和4年度末時点で福祉施設に入所していた人の数
【目標値】 地域生活移行者数	3人	令和8年度末時点で福祉施設から一般家庭、グループホーム等へ地域移行する人の見込数
令和8年度末施設入所者数(B)	17人	令和8年度末時点で施設入所している人の見込数
【目標値】 施設入所者削減見込(A-B)	1人	令和8年度末時点で福祉施設に入所している人の削減見込数

2 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

項目	数値	考え方
保健、医療、福祉関係者による協議の場の1年間の開催回数見込み	1回以上	圏域として設置された協議の場の1年間の開催回数の見込数の設定

3 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項目	数値	考え方
地域生活支援拠点等が有する機能の充実のための運用状況の検証及び検討	年1回以上	圏域として整備された地域生活支援拠点等を1つ以上確保しつつ、その機能充実のため運用状況の検証及び検討を行う回数設定

4 福祉施設から一般就労への移行

項目	数値	考え方
【実績】 令和3年度の一般就労移行者数	0人	福祉施設利用者のうち、令和3年度において一般就労した者の数(就労移行支援事業を利用)
【目標値】 令和8年度の一般就労移行者数	4人	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
【目標値】 令和8年度の就労移行支援事業の一般就労移行者	1人	福祉施設利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
【目標値】 令和8年度の就労継続支援A型事業の一般就労移行者	1人	福祉施設利用者のうち、就労継続支援A型事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
【目標値】 令和8年度の就労継続支援B型事業の一般就労移行者	1人	福祉施設利用者のうち、就労継続支援B型事業等を通じて、令和8年度に一般就労する者の数
【目標値】 就労定着支援事業の利用者数	1人	就労移行支援事業等を通じて、令和8年度に一般就労し、就労定着支援事業を利用する者の数
【目標値】 就労定着率80%以上の就労定着支援事業所	2割	就労定着支援事業所のうち、就労定着率が80%以上の事業所数 ※「就労定着率」：過去3年間の就労定着支援の総利用者数のうち、前年度末時点の就労定着数の割合

5 障害のある子どもへの支援の提供体制の整備

項目	数値	考え方
【目標値】 児童発達支援センターの設置	1か所	圏域として、既に1か所設置されており、今後も同様の体制の確保
【目標値】 障害児の地域社会への参加・包容を推進するための体制の構築	有	令和8年度末までに、地域の障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援を活用しながら、障害児の地域社会への参加・包容(インクルージョン)を推進する体制を構築
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1か所	圏域として、既に1か所設置されており、今後も同様の体制の確保
【目標値】 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	2か所	圏域として、既に2か所設置されており、今後も同様の体制の確保
【目標値】 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	1か所	圏域として、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置数
【目標値】 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	2人	圏域として、医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置人数の設定

6 相談支援体制の充実・強化等

- ◆ 圏域として、令和8年度末までに基幹相談支援センターを中心とした、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を行います。

7 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

- ◆ 令和8年度末までに障害福祉サービス等の質を向上させるため、県が実施する障害福祉サービスに係る研修や、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果の共有を行います。

6 計画の推進体制 P61~P63

- 推進体制と計画の進捗管理
担当課を中心に関係部局と連携を図りながら執行体制を一層強化し、PDCAサイクルを取り入れながら、着実な計画の推進を行います。
- 計画の普及、啓発
計画書のほか、町の広報紙やホームページ、パンフレット等で計画内容の周知を図ります。
- 圏域での連携
計画の推進にあたり地域の保健、医療、福祉、就労、教育、行政などの分野の関係者、関係機関の連携強化を行い、生活や福祉サービス利用に関する相談、支援体制の充実を図ります。
- 持続可能な開発目標SDGsの推進
SDGsを推進する観点から、17の国際目標と本計画の施策体系との対応を整理し、各分野の施策を立案していきます。

